

2024年12月26日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニー株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 矢 尾 板 裕 介
(コード番号：2743 東証スタンダード)
問 い 合 わ せ 管 理 本 部 長 柳 世 和 大
<https://pixel-cz.co.jp/contact>

再発防止策の策定に関するお知らせ

当社は、2024年11月12日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」及び2024年11月13日付「(開示事項の経過)特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、本件の疑義(以下「本件疑義」という)について、第三者による特別調査委員会から調査報告書を受領いたしました。

本件疑義の内容の認定事実

- ① ピクセルエステート株式会社(2024年6月1日付けで売却済み)の取引先への前渡金(350百万円)が当社代表取締役個人の借入金に対する返済ではないかとの疑義に関しては、当社代表取締役個人の借入金に対する返済と認定。
- ② ピクセルエステート株式会社において2019年12月期から2023年12月期までの間に計上された再生可能エネルギー施設等の開発に関わる土地や権利等の取得に関する前渡金等の取引(計18件総額1,649百万円)について、取引実態があるかとの疑義に関しては、計17件総額1,639百万円の取引実態がないと認定。
- ③ 当社が取締役会の承認を得ずに、当社代表取締役の個人借入(350百万円)について連帯保証を行ったのではないかとの疑義については、取締役会の承認を得ず連帯保証を行ったと認定。

本報告書において認定された事実および指摘事項を真摯に受け止め、当社では原因分析を踏まえた上で、再発防止策を以下のとおり策定いたしましたのでお知らせいたします。

株主・投資家の皆様、市場関係者およびお取引先の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。役職員一同、企業としての社会的責任を深く認識し、コンプライアンスおよびガバナンスの徹底を図り、信頼回復に向けて全力を尽くしてまいります。

記

1. 本件事案の発生原因

調査報告書の指摘を受け、当社内にて検討した結果、本件事案は、当社の元代表取締役である吉田氏の個人の法令遵守・コンプライアンス意識の著しい欠如に起因する属人的な原因があったと同時に、当社におけるコンプライアンス・ガバナンス体制に不備がございました。詳細の原因につきまして、以下〈原因分析〉①～⑧の通り申し上げます。

<原因分析>

① 吉田氏のコンプライアンス意識の著しい欠如

調査報告書によると、当時の代表取締役であった吉田は、太陽光発電施設等の取引を偽装して、実態を説明することの出来る資料を調査委員会へ提示しなかった結果、会計上前渡金として認定されず、用途不明の仮払金及び貸付金と処理することとなりました。これは吉田氏の上場会社経営に対するコンプライアンス意識の欠如が大いにあると言わざるを得なく、今回の主たる要因と考えられます。なお、吉田氏につきましては2024年11月14日をもって、当社代表取締役及び取締役を辞任しております。

② 取締役選任プロセスの運用不備

当社の取締役選任プロセスは、2021年3月に指名報酬委員会規定を制定しており、指名報酬委員会により、役員を選定をすることとなっていました。しかし、指名報酬委員会で候補者指名を行うにあたっての方針や手続きの策定についての明確な記載はなく、推薦から選任されるまでの間に、推薦の経緯や能力、職務経歴の報告、スキルマトリックスによる役割の検討が十分に行われておらず、他の社外取締役や監査役との面談等も行っておりませんでした。

これにより候補者の人柄や能力、コンプライアンスやリスクに関する考えなどを確認することができず、上場企業の役員として適任である人材を選別することができませんでした。

このように、当社における（子会社含む）役員を選任については、上場企業に求められる資質の確認が不十分であったことや選任プロセスが不明確であったことに加え、当該委員会の様子や議論の結果などを議事録に記載することなどを行っておらず、その役割を十分に発揮することができなかったことが、今般の不祥事における原因であると考えております。

③ 協力者の存在・利益相反状態

調査対象となった前渡金に係る送金先は、吉田氏が懇意である者たちが代表者であるか、実質的な業務執行である法人が取引や資金のやり取りに関与しているが、取引や資金の流れだけを見ると、吉田氏が懇意にしているかどうか（実質的に支配している、または、不正に協力している）ということや調べるとしても、自己申告や先方への問合せをするなどの対応に限られ、実態を把握することは困難であったと考えられます。

そのような状況下において、吉田氏と近い関係にある事業者が当社の業務委託者として事業に従事し、かつ事業を統括する立場であり、その取引を承認するといった利益相反の立場となっていることについて問題視する者はおりませんでした。

また、当社は関連当事者に関するアンケートを毎年1回行っていたものの、調査対象となった案件について吉田自身から報告されたことはありませんでした。

このことから、当社の役員は利益相反取引となる認識が十分でなかったことや、利益相反となる取引だけでなく、関連当事者取引に関する規定等も存在していなかったこと、利益相反取引や関連当事取引となる可能性がある取引を把握、抑制するようなプロセスがなかったことが原因であると考えております。

取引のプロセスに加え、取引や取引相手に対する情報収集（紹介・取引経緯、合理性など）や把握が十分に行われていなかったものと認識しております。

④ 取締役会、監査役会のけん制機能の脆弱さ

代表取締役である吉田のコンプライアンス意識が著しく欠如していたことが本件調査において最大の原因であると認識しておりますが、代表取締役である吉田のコンプライアンス意識が著しく欠如していたことに加えて、取締役や監査役においては吉田に異議を唱えることや詳細に説明を求めることができない雰囲気醸成されており、結果として吉田に権限が集中したものと認識しております。

また、一連の取引については吉田から取締役会及び監査役会への情報共有はされておらず、社外取締役や監査役は各案件の取引経緯や詳細について把握しておりませんでした。

過去の再発防止策に対し、その実施をモニタリングすべき立場である社外取締役や監査役は、適時社内状況の把握に努めるべきであり、社外取締役や監査役は、会社における自身の役割を十分に理解し、積極的に情報収集を行うことで監視・監督機能を発揮することを期待されておりました。

しかし、調査報告書で指摘されているとおり、情報共有の不備があったとしても、能動的に情報収集や追及を行う姿勢が必要であったところ、その認識が不足しており、積極的に情報収集した様子や、エビデンス不足についてなど指摘をすることができておりませんでした。

また、中間金の支払いに関する協議では、覚書の内容の確認はしたが、覚書締結に至る経緯を確認しなかったこと、その後支払直後に方針転換したことに対し、猜疑心を抱かず追及しなかったことに関して、能動的に情報収集や追及を行う姿勢が不十分であったことが、取締役間や監査役会の牽制機能の脆弱さを招いたものと認識しております。

また、内部監査室や常勤監査等委員との日常的なコミュニケーションや会議事務局などによる情報ルートの確立などが不十分であり、社外取締役や社外監査役が情報収集や業務執行の監督を有効に実施できるような体制でなかったことも原因のひとつであると考えております。

2022年の再発防止策として、取締役会の事前審議会を開催することとしているものの、規定等の制定はされておらず、その様子や議論の結果などを議事録に記載することなどを行っておらず、社内情報を十分に吟味できていたとは言い難い状況であったと認識しております。

⑤ 内部通報制度の不十分性

調査報告書によると吉田氏の不正行為に関する日記と題するメールが発見されたことから、当社役職員が内部通報先を利用することを躊躇する状況にあったことが、根底にあるものと認識しております。

当社の内部通報先は、顧問弁護士が担当しており、顧問弁護士という立場から通報者が会社に情報が筒抜けになるなどの懸念を抱かせる結果となったものと考えております。また、その後の事実確認や調査に関する事項についての説明等が不十分であったことも内部通報制度の利用につながらない原因となったものと認識しております。

このようなことから、内部通報窓口の変更及び内部通報制度について、エスカレーションフローなどの見直しを行うとともに、内部通報制度の周知を徹底する必要があるものと考えております。

⑥ 監査役監査の深度の不十分性

監査役会は、当時の取引経緯等や支払経緯に関して、吉田氏に対して質問を行ったうえで、①口頭合意を認めない②一定期間以上の契約、出金の際には事前承認を得ること、③エビデンスの作成、確認を行うことを強く求めるとしていたものの、継続してモニタリングを行っておらず、その場限りの指摘となっていた案件がありました。また、積極的に情報収集した様子やエビデンス不足を指摘することはほとんどなかった状況です。

さらに、稟議書や契約書のモニタリングにおいてもプロセス上の確認のみで、その取引の経緯や合理性等について踏み込んだ情報収集や吉田氏に対しての質問などは特段行っていなかったこと、中間金の支払いに関する協議では、覚書の内容の確認はしたが、覚書締結に至る経緯について詳細な検討まではできていなかったこと、その後支払直後に方針転換したことに対し、調査や対応等を行っていなかったことから監査役監査は形式的な監査に留まっており、監査役監査の深度が不十分であったと認識しております。

上記にも記載しているとおり、過去の改善策を鑑み会社における自身の役割を十分に理解し、積極的に情報収集を行うことで十分な監督機能を発揮する必要があるものと考えております。

⑦ 内部監査室の監査の不十分性

上記と同様の内容となりますが、調査結果報告書を踏まえて、結果的に会計内容の訂正が出たことは内部監査の深度不足であると認識しております。

- ⑧ 2023年12月26日付開示「再発防止策の実施状況に関するお知らせ」内で記載した「軽微な内容を含めて全ての電子稟議フロー（書面稟議書等の使用はありません。）」の再発防止策に関しまして、システムトラブルの影響により、2023年における稟議の20.3%が書面稟議で処理されており、再発防止策通りの運用が十分に行われていなかった状況です。

2. 具体的な再発防止策

本件疑義の取引が行われた2019年から2023年の体制において、当社は過去の再発防止策に取り組んで参りました。しかし、今般の特別調査を受け、2022年の再発防止策の運用を徹底するための見直しとともに、下記のとおり再発防止策を策定いたしました。

① 経営体制の見直し

・役員体制の見直し

2021年当時のガバナンス体制において、吉田氏に権限が集中していたこと、他の取締役についてもコンプライアンス意識が低く、十分な牽制機能を果たせなかったことから、取締役による牽制機能を実効化させるべく、2022年3月より社外取締役を2名追加（内、弁護士1名）し、2023年3月より弁護士の社外取締役を1名追加したことで当社のガバナンス体制の強化に取り組んでおります。

更なる体制強化に向け、以下の対策を実施いたします。

・監査等委員会設置会社への移行

原因①、⑤に記載のとおり、能動的に情報収集や追及を行う姿勢が不十分であったことや、監査役監査の深度が不十分であった点を踏まえ、監査役では経営判断に関与できないため、監査内容が意思決定に反映できない、異議を唱えることや詳細に説明を求めることができないといった雰囲気を払拭するため、取締役会の議決権を持ち、より多くの役割と責任を負う監査等委員会設置会社への変更を行います。

監査等委員会設置会社に移行することにより、監査結果を即座に経営に反映しやすく、より経営に近い立場から監視・監督機能を発揮することができるものと考えております。

・コンプライアンス委員会の見直し

当社におけるコンプライアンス委員会は、社内人材のみであったが、下記に記載している再発防止策④⑤⑥において、今後、重要な役割を果たすことになるコンプライアンス委員会は、多角的視点と透明性確保の観点、経営陣に対する牽制機能が働く適切なコンプライアンス・ガバナンス体制を構築のため、社外・外部の知見を活用する必要があると考え、委員として外部の弁護士や公認会計士などの有識者の招集を行います。

・情報収集体制の強化

2022年の再発防止策として、取締役会の事前審議会を開催することとしているものの、規定等の制定はされておらず、その様子や議論の結果などを議事録に記載することなどを行っておりませんでした。

現在、経営戦略会議と審議会のメンバーはほぼ変更がなく、開催についても経営戦略会議後に審議会を開催しており、審議内容が重複していること、経営戦略会議と審議会は規定等が制定されておらず、社内情報を十分に吟味できていたとは言い難い状況であり、このような状態では運用を徹底することは難しいと考えております。

このため、現在実施している経営戦略会議と審議会を統合し、経営会議に移行いたします。また移行に合わせ規定を新設し、取締役会の事前審議機関として審議事項や報告事項等のルールを明文化いたします。これにより法令・規定の遵守徹底と、リスク事象の早期検知、社外取締役・監査役会への円滑な情報経路を確保いたします。

また、重要会議への参加だけでなく、社外役員と内部監査室や常勤監査役との日常的なコミュニケーションを強化することで、社外役員が社内情報を十分に入手できる体制といたします。

・責任追及

今般の調査報告書を受けて、当社の取締役の法的責任の追及について検討する必要があると認識しており、当時の取締役の法的責任を追及することについては、当社と特別な利害関係のない弁護士による調査・検討を実施中であり、その意見書の内容を踏まえ、2025年1月から2025年2月上旬までの期間で社内検討を行う予定です。その後、2025年2月末までに当社監査役により、損害賠償請求を含む取締役の法的責任を追及する予定です。

※なお、責任追及の結果を受け、現在の役員の実任を検討した後、必要に応じて役員体制の見直しを実施する可能性があります。その場合には、適時にお知らせいたします。

その他、体制変更の実施時期としては、2025年3月の定時株主総会にて、監査等委員会への移行及び役員体制の見直しによる役員編成への変更を実施する予定です。これに合わせコンプライアンス委員の選定なども行っていく予定です。

② 役員選任基準、役員選任プロセスの見直し

役員選任基準については、2022年再発防止策により2023年1月に役員選任基準を制定し、2023年2月以降の役員選任より運用を開始しており、当社だけでなく子会社役員選任においても同基準を適用しております。

なお、今般の調査を受け、役員選任基準については、業務執行取締役に付度せず意見述べ、不適切な行為について断固たる行動が取れる資質を備えていること等を追加するなど一部見直しを実施いたします。

また、当社の役員選任プロセスとして、2021年3月に指名報酬委員会規定を制定しており、指名報酬委員会の審議を必要としておりますが、当社における当時の（子会社含む）役員を選任については、上場企業に求められる資質の確認が不十分であったことや選任プロセスが不明確であったことに加え、指名報酬委員会は代表取締役が委員として含まれていること、当該委員会の様子や議論の結果などを議事録に記載することなどを行っておらず、運用が不十分でした。

これを是正するため、指名報酬委員会の委員は代表取締役を含まない取締役3名以上とすること、選任基準に基づき、選任候補者及び解任候補者に対して面談を行う等、上場企業の役員たる適格性を有しているかを評価し、その結果内容につき、取締役会に通達することについて規定に追記をし、役員候補者の評価の過程や結果、期待される役割などを議事録に記載することで、指名報酬委員会の透明性を保ち、運用の徹底を図ります。

実施時期については、2025年1月末までに規定類の改訂作業を実施し、直後の取締役会にて承認を得る予定です。

③ 決裁権限の見直し

2022年12月再発防止策により、稟議手続きの厳格化、円滑な情報共有と相互監督機能の強化を目的に、軽微な内容を含めて全ての電子稟議フロー（書面稟議書等の使用はありません。）において社外取締役が事前に確認を行える業務フローに変更しております。

一部電子稟議については、システムトラブル時に書面稟議を行っているものがあり、書面決議については廃止することとし、再発防止策のとりの運用を徹底するため、内部監査室の継続的なモニタリングや取締役会や監査役会への報告を通じて更なる運用の徹底を行います。

実施時期については、2025年2月から実施予定です。

④ 全社的なコンプライアンス意識醸成の取り組み

2022年以降、取締役・監査役に対するコンプライアンス・ガバナンス意識の改革として、研修を行って

りますが、研修の効果を高めるため、理解度テストや事後のアンケート調査などにより意識改革の程度を把握することとします。また、その結果を取締役会や監査役会でも報告を行い、更なる意識改革へ繋げるべく引き続き研修を実施してまいります。

役員においては、外部研修等を積極的に利用することを推奨し、特に代表取締役に対しては年に1回は外部研修に参加することといたします。

また、役員だけでなく全社員に対してもコンプライアンス研修や倫理研修を定期的実施し、その結果をコンプライアンス委員会が評価、提言を行うなどしてのコンプライアンス・ガバナンス意識の醸成を図ります。

実施時期については、新たなコンプライアンス委員の選任後となるため2025年4月からの実施を予定しています。

⑤役員と関係のある会社との取引の制限

当社では、利益相反となる取引だけでなく、関連当事者取引に関する規定等も存在していなかったこと、利益相反取引や関連当事者取引となる可能性がある取引を把握、抑制するようなプロセスがなかったことから、これを是正するため以下の取組を実施します。

- ・取引や取引相手に対する情報収集の徹底

取引時に稟議書において、取引の紹介者や取引経緯、取引についての合理性や妥当性についての記載を充実させることにいたします。

- ・プロセスの整備

利益相反取引や関連当事者等取引の可能性がある場合、取締役と何らかの関係のある取引先との取引が発生する場合のルールや範囲を明確にするためのルール(規定)を制定いたします。

具体的には、現在年1回実施しているは関連当事者に関するアンケートの範囲を拡充し、年2回実施すること。該当取引がある場合は、その取引の妥当性、合理性を取締役会以外の諮問機関で審議した後、取締役会に付議することにいたします。

- ・モニタリング

利益相反取引、関連当事者取引、取締役からの紹介をきっかけに新たに取引を開始する取引先については、定期的に契約条件の妥当性評価等を行います。

実施時期について、規定類は2025年3月末までに整備を行い、運用やモニタリングについては、新たなコンプライアンス委員の選任後となるため2025年3月頃からの実施を予定しています。

⑥内部通報制度の窓口変更

外部通報窓口を顧問弁護士からそれ以外の通報先へと変更します。また、内部通報制度について、エスカレーションフローなどの見直しを行うとともに、内部通報窓口の変更及び内部通報制度の周知を徹底します。

実施時期は、新たなコンプライアンス委員の選任後となるため2025年4月頃を予定しています。

3. 今後の対応について

当社は、このたび第三者による特別調査委員会からの調査報告書を受領し、その提言および専門家の意見を真摯に受け止め、外部専門家の助言を取り入れながら、経営陣一丸となって再発防止策の策定を最重要事項として取り組んでまいりました。

しかしながら、現時点で策定した再発防止策については、さらなる充実が必要であり、一層の明確化や具体化が求められる事項が存在すると認識しております。今後も、継続的な見直しと改善を行い、経営の透明性および信頼性の向上を徹底してまいります。また、改善策を実行していく過程で新たに課題が認識された場合には、速やかにそれに対応する具体的な改善策を策定し、実施する所存です。

当社は、株主およびステークホルダーの皆様の信頼回復を第一に考え、再発防止策の実行を徹底し、真摯な姿勢で事業運営に取り組んでまいります。引き続き、当社へのご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

以上